

出産育児一時金の直接支払い制度について

・『出産育児一時金の直接支払い制度』とは、出産後、加入している健康保険組合へ手続きを行うことにより支給される出産育児一時金（原則 50 万円）を、出産時の入院費にあてがうことが出来る制度です。

・市民病院に支払う出産での入院費のうち、50 万円までは支払いが不要となり、50 万円を超える場合は、超過分のみのお支払いとなります。

・入院費が 50 万円未満の場合は、退院後、健康保険組合にて手続きを行うことにより、差額が払い戻されます。

・制度の利用を希望する、希望しないに関わらず、申請手続きが必要となります。健康保険証をご持参の上、病院 1 階 1 番窓口までお申し出ください。

<申請手続等に関するフローチャート>

病院 1 階 1 番窓口にて『出産育児一時金の直接支払い制度』利用の可否に応じた申請手続きを行う

※ **健康保険証をご持参ください**

利用する

利用しない

出 産

入院費が 50 万円以上

・50 万円の超過分を病院にお支払いください

入院費が 50 万円未満

・病院への支払いはありません
・健康保険組合にて差額分の申請手続きを行ってください

・病院へ入院費を全額お支払いください

・退院後、健康保険組合にて、出産育児一時金（50 万円）の申請手続きを行ってください

※制度の利用等についてご不明の点は、病院 1 階 1 番窓口にお問合せください。